

シタ、サウシテ委員長竝ニ理事ノ選舉ヲ行ヒマシタ、委員長ニハ不肖私、理事ニハ胎中楠右衛門君、板谷順助君、石坂豊一君、堀川美哉君、工藤鐵男君、中島彌團次君、此六君ガ御當選ニ相成リマシタ、ソレヨリ暫時休憩ノ後會議ヲ開キマシテ、先づ質疑ニ入リマシタガ、民政黨ノ川崎克君、第一控室ノ小池四郎君ト政府トノ間ニ於キマシテ質問應答ガ重ネラレマシタ後質疑ヲ打切り、質問應答ガ重ネラレマシタ後質疑ヲ打切り、

一時休憩スベシトノ動議ガ成立致シマシタ、ソコデ再開後討論ニ入りマシテ、政友會ノ志賀和多利君ハ、満洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案ニ對シマシテハ原案ニ贊成シ、其他ノ各案ニ對シマンテハ全部承諾ヲ與フベシトノ意見ヲ述べラレマシタ、更ニ民政黨ノ田中貢君ヨリモ、意見ノ御陳述ガアリマシタ、サウシテ同君ノ御演説ハ一時間餘ノ長キニ瓦リマシタガ、委員長ハ其御趣意ノ在リマス所ヲ捕捉シ兼ネマシタノミナラズ、御言葉ノ中ニモ、我國ノ財界ノ現狀ニ鑑ミマシテ、深ク考慮ヲ要スペキ點アリト私ハ固ク信ジマシタノデ、甚ダ遺憾デアルト存ジマシタガ、已ムヲ得ズ同君ノ御演説ヲ繼續セシザルコトニ致シマシタ、ソレト同時ニ討論終結ノ動議ガ成立致シマシテ、採決ニ入りマシタ、其結果満洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案ハ、原案ヲ可ト致シマシテ、其他ノ各案ニ對シマシテハ、全部承諾ヲ與フベシトノコトニ決定致シマシタ次第アリマス、此段御報告致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」「ト呼フ者アリ」)
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キマス
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、行ニ關スル法律案

○議長(秋田清君) 第二讀會(確定議)
〔拍手起ル〕
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(秋田清君) 第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ
〔拍手起ル〕
○議長(秋田清君) 日程第二乃至第六ハ同一委員ニ付託シタル議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、斯、日程第二、昭和七年勅令第四號、日程第十三、昭和七年勅令第七號、日程第四、昭和七年勅令第六號、日程第五、昭和七年勅令第十四號、日程第六、昭和七年勅令第十九號、右ヲ一括シテ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長大口喜六君
○議長(秋田清君) 第二昭和七年勅令第四號(金貨兌換禁止ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)
〔委員長報告〕
○議長(秋田清君) 第五昭和七年勅令第十四號(滿洲事件ニ關スル件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)
〔委員長報告〕
○議長(秋田清君) 第六昭和七年勅令第十九號(滿洲事件ニ關スル件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)
〔委員長報告〕

〔大口喜六君登壇〕
○大口喜六君 此案ニ對シマシテハ同一委員ニ付託サレタ案デアリマスガ故ニ、此前案ノ時ニ同時ニ御報告ヲ致シタ通りデアリマス、アレデ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス(拍手)
〔大口喜六君登壇〕
○議長(秋田清君) 是ヨリ討論ニ入りマス、川崎克君——川崎克君
○一松定吉君 簡單デアリマスカラ議事進行ニ關シマシテ……
〔大口喜六君登壇〕
○議長(秋田清君) 御待チ下サイ、川崎克君ニ發言ヲ許シタノデアリマス、川崎克君——川崎克君ノ登壇ヲ求メマス
〔大口喜六君登壇〕
○川崎克君 只今議題トナッテ居リマスル各案ニ對シマシテ、委員長ノ御報告ガアッタニアリマス、私ハ斯様ナ重大ナ案件ヲ付議セラル、所ノ本期議會ニ於キマシテ、僅ニ会期ヲ三日間ニ制限フセラレタト云フコト自體ガ、抑、議案ヲ審議スルノニ無理ガアッタ點デアルト言ハナケリヤナラヌノデアル(拍手)會期ヲ三日間ニ限ラレタ場合ニ於キマシテハ、與黨ノ諸君ハ雅量ヲ示シテ、成タケ反對黨ニ其言論ヲ盡サシメナケレバナラヌノデアル(拍手)殊ニ前ノ田中内閣時代ニ於テモ、臨時議會ガ開カレタ時ニデス、ニ於テモ、臨時議會ガ開カレタ時ニデス、

○原總兵衛君 直ニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマス(拍手)
〔大口喜六君登壇〕
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ、原總兵衛君——(議長々々)ト呼ヒ其他發言スル者多シ原君ノ發言ヲ許シマシタ、原總兵衛君——(議長々々)ト呼ヒ其他發言スル者多シ原君ノ發言ヲ許シマシタ、
○原總兵衛君 直ニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマス(拍手)
〔大口喜六君登壇〕
○議長(秋田清君) 第三昭和七年勅令第七號(國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)
〔委員長報告〕

〔大口喜六君登壇〕
○議長(秋田清君) 第六昭和七年勅令第十九號(滿洲事件ニ關スル件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)
〔委員長報告〕

額ハ三五千万圓ヲ出デスト思ヒマス、サウ致シマスト財源ト見ルベキモノハ、昭和七年度ニ於テハ悉ク公債ニ財源ヲ求メルノデアル、其事ハ大藏大臣ガ委員會デ言明ヲシテ居ル事ニ依ツテ分ツテ居ル、即チ其金額ニハマダ多少ノ出入ガアルガ、吾々ノ見ル所デ大體分ツタ程度ニ於テハ、軍事費ノ如キハ一箇月ニ維持費ダケデモ千二百万圓ト言ハレテ居ルノデアリマスカラ、一年ニハ一億四五千萬圓募債セラレナケレバナラヌ、又公債デ賄フテ行クト云フ以上ハ、公債ノ差損ト云フモノガ出テ來ルカラシテ、ソレヲ合セルナラバ一億八九千万圓ニナリマセウ、ソレハ、軍事公債ヲ御募リニナルト云フ、又産業五箇年計畫ト云フモノヲ御ヤリニナルカドウカト云フ事ヲ尋ネテ見レバ、ヤルト言ハレテ居ル、是モ豫定通りヤルナラバ、一億圓以上ノモノガ要ルノデアリマセウカ、又失業公債モ要リマス、其外ニ不成立豫算ニ出タ所ノ電信、電話、震災、道路及ビ歳入ノ缺陷ヲ補填スルガ爲ニハ、一億二千三百万圓ト云フモノハ要ル、又特別會計ニ於テハ鐵道、朝鮮、臺灣、是等ノ方ノ公債ヲ合セレバ大額ミニ見テモ七八千万圓ハ要ル、更ニ金ノ再禁止ヲセラレマシタ結果、爲替ノ差損ト云フモノガ出テ來テ居リマスカラ、外國債ノ利拂ヲ爲スニ對スル支拂ヤ、外國ノ人件費ヲ賄ヒ、物件費ヲ賄フ所ノ反動カラ來ル所ノ割内外ノ物價騰貴ト云フモノハ、七年度豫算ニ普通財源以外ニ見ナケレバナラヌモノデアリマス、物費ニ至ツテハ、三億八千万圓ト云フ物件費ノ割延ビテモ三千八百万圓、一割五分延ビレバ五千万圓ト云フ公債ガ要ル譯デアル、左様ニ計算ヲシテ來ルト云フト、避ケルコトノ出來ナイ公債ガ六七億要ル外ニ、公債ノ借換、六月一日ト九月一日ニ借換ヲ

シナケレバナラヌ内國債ノ借換ガ一億四千万圓程アル、滿鐵ノ社債ノ借換、是亦五千九百万圓アル、是ハ借換方利カヌヤウデアッテ、モウ返ス積リテ政府モ掛クテ居ルヤウデアリマスガ、現金ガ要リマス、是等ノモノヲ見マスルナラバ、大額ミニシテ茲ニ七八億ノ公債ハドウシテモ避ケルコトノ出來ナイコトニナルノデアリマスルガ、此公債増發ヲ向フニ見テ、減債基金ノ繰入停止ヲ爲スト云フニ至ツテハ、是ハ驚キ入ツタ政策デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)

斯様ナ事ヲナサルコトニ依ツテ、公債ヲ募集セラレル上ニ於テ、非常ナ不利益ナ條件ニナルコトハ争フコトハ出來マセヌ、其不利益ノ條件ニナルカナラヌカト云フコトハ、今月以降少クトモ一箇年ノ間ヲ試シて見レバ、前内閣ノ公債ヲ募集シタ時ノ條件ト、今度ノ内閣ノ條件トデ、ドチガ悪イカラ云フコトハ、一年試シテ御覽ニナレバ明カリニナル事デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)私ハ其時ガ來ルト思フノデアル、減債基金制度ト云フモノヲ維持シテ置イテ、公債ヲ募債條件ノ惡イ時買上ヲシテ行ク、ソレヲ買上ヲシテ行ケバ有利ニ公債發行價格ヲ維持スルコトハ出來ル、其事が出來ルノデアルカラシテ、斯様ニ澤山ノ公債ヲ募集ナサル時ハ、減債基金ノ幅ヲ擴ゲル必要コソアレ、之ヲ狭メルト云フニ至ツテハ、公債政策ノ根柢ヲ打毀スモノデアルト謂ハナケレバナラヌノデアル(拍手)斯様ナコトニナテ發行價格ガ惡クナッテ、其利子ノ割合が餘計ナモノヲ拂ハナケレバナラヌト云フコトニナルノテアルガ、是ガ國民負擔ニ轉嫁シテ參ルノデアリマス、即チ大體今日ノ公債ノ割合カラ見マスルナラバ、先づ以テ五分七厘程度デ募債ガ出來テ居ル、是デ以テ新シイ公債ヲ募集スルナラバ、ドノ位利息ガ掛ルカト云ヘバ、約五千万圓位ニ上ルト思ヒマス、是ガ七分近クデナケレバ、公ルコトノ出來ナイ公債ガ六七億要ル外ニ、公債ノ借換、六月一日ト九月一日ニ借換ヲ

シナケレバナラヌ内國債ノ借換ガ一億四千万圓程アル、是ハ借換方利カヌヤウデアッテ、モウ返ス積リテ政府モ掛クテ居ルヤウデアリマスガ、現金ガ要リマス、是等ノモノヲ見マスルナラバ、大額ミニシテ茲ニ七八億ノ公債ハドウシテモ避ケルコトノ出來ナイコトニナルノデアリマスルガ、此公債増發ヲ向フニ見テ、減債基金ノ繰入停止ヲ爲スト云フニ至ツテハ、是ハ驚キ入ツタ政策デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)

斯様ナ事ヲナサルコトニ依ツテ、公債ヲ募集セラレル上ニ於テ、非常ナ不利益ナ條件ニナルコトハ争フコトハ出來マセヌ、其不利益ノ條件ニナルカナラヌカト云フコトハ、今月以降少クトモ一箇年ノ間ヲ試シて見レバ、前内閣ノ公債ヲ募集シタ時ノ條件ト、今度ノ内閣ノ條件トデ、ドチガ悪イカラ云フコトハ、一年試シテ御覽ニナレバ明カリニナル事デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)私ハ其時ガ來ルト思フノデアル、減債基金制度ト云フモノヲ維持シテ置イテ、公債ヲ募債條件ノ惡イ時買上ヲシテ行ク、ソレヲ買上ヲシテ行ケバ有利ニ公債發行價格ヲ維持スルコトハ出來ル、其事が出來ルノデアルカラシテ、斯様ニ澤山ノ公債ヲ募集ナサル時ハ、減債基金ノ幅ヲ擴ゲル必要コソアレ、之ヲ狭メルト云フニ至ツテハ、公債政策ノ根柢ヲ打毀スモノデアルト謂ハナケレバナラヌノデアル(拍手)斯様ナコトニナテ發行價格ガ惡クナッテ、其利子ノ割合が餘計ナモノヲ拂ハナケレバナラヌト云フコトニナルノテアルガ、是ガ國民負擔ニ轉嫁シテ參ルノデアリマス、即チ大體今日ノ公債ノ割合カラ見マスルナラバ、先づ以テ五分七厘程度デ募債ガ出來テ居ル、是デ以テ新シイ公債ヲ募集スルナラバ、ドノ位利息ガ掛ルカト云ヘバ、約五千万圓位ニ上ルト思ヒマス、是ガ七分近クデナケレバ、公ルコトノ出來ナイ公債ガ六七億要ル外ニ、公債ノ借換、六月一日ト九月一日ニ借換ヲ

シナケレバナラヌ内國債ノ借換ガ一億四千万圓程アル、是ハ借換方利カヌヤウデアッテ、モウ返ス積リテ政府モ掛クテ居ルヤウデアリマスガ、現金ガ要リマス、是等ノモノヲ見マスルナラバ、大額ミニシテ茲ニ七八億ノ公債ハドウシテモ避ケルコトノ出來ナイコトニナルノデアリマスルガ、此公債増發ヲ向フニ見テ、減債基金ノ繰入停止ヲ爲スト云フニ至ツテハ、是ハ驚キ入ツタ政策デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)

斯様ナ事ヲナサルコトニ依ツテ、公債ヲ募集セラレル上ニ於テ、非常ナ不利益ナ條件ニナルコトハ争フコトハ出來マセヌ、其不利益ノ條件ニナルカナラヌカト云フコトハ、今月以降少クトモ一箇年ノ間ヲ試シて見レバ、前内閣ノ公債ヲ募集シタ時ノ條件ト、今度ノ内閣ノ條件トデ、ドチガ悪イカラ云フコトハ、一年試シテ御覽ニナレバ明カリニナル事デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)私ハ其時ガ來ルト思フノデアル、減債基金制度ト云フモノヲ維持シテ置イテ、公債ヲ募債條件ノ惡イ時買上ヲシテ行ク、ソレヲ買上ヲシテ行ケバ有利ニ公債發行價格ヲ維持スルコトハ出來ル、其事が出來ルノデアルカラシテ、斯様ニ澤山ノ公債ヲ募集ナサル時ハ、減債基金ノ幅ヲ擴ゲル必要コソアレ、之ヲ狭メルト云フニ至ツテハ、公債政策ノ根柢ヲ打毀スモノデアルト謂ハナケレバナラヌノデアル(拍手)斯様ナコトニナテ發行價格ガ惡クナッテ、其利子ノ割合が餘計ナモノヲ拂ハナケレバナラヌト云フコトニナルノテアルガ、是ガ國民負擔ニ轉嫁シテ參ルノデアリマス、即チ大體今日ノ公債ノ割合カラ見マスルナラバ、先づ以テ五分七厘程度デ募債ガ出來テ居ル、是デ以テ新シイ公債ヲ募集スルナラバ、ドノ位利息ガ掛ルカト云ヘバ、約五千万圓位ニ上ルト思ヒマス、是ガ七分近クデナケレバ、公ルコトノ出來ナイ公債ガ六七億要ル外ニ、公債ノ借換、六月一日ト九月一日ニ借換ヲ

ケレバナラヌ、爲替安ノ見越輸入ガ止ラナ
イ以上ハ貿易ノ「バランス」ガ惡クナルコト
ハ争フコトガ出来マセヌ、殊ニ輸出ノ關係
ヲ見テモ、爲替ガ惡クナレバ輸出ガ良クナ
ルト云フコトヲ仰シヤッタケレドモ、輸出ハ
少シモ良クナリマセヌ、何故ニ輸出ガ良ク
ナラヌカト云フヨ、所謂爲替安ヲ見込ンデ、
マダ下ガルト云フコトヲ見込ンデ居ルカラ
ハレナイ所ノ事實デアルト思フ(拍手)
今日爲替ガ三十二弗マデ下タ、此三十二
弗ニ下タ爲替ガ、是ガ爲替ノ正シイ値段デ
アルカドウカ、此爲替ノ値段ト云フモノハ
何ガ標準デアルカト云ヘバ、大藏大臣ノ說
明ヲ承リマスト、其國ノ生産實力ガ爲替ニ
反映シテ居ル、即チ其國ノ生産實力ガ爲替
ニ反映シテ居ルナラバ、金ノ再禁止ヲ御ヤ
リニナツテ、段々爲替ガ惡クナルト云フコト
ハ、國ノ實力ノ衰退ヲ證明シテ居ルト云フ
コトニナルノデアル、是ハ高橋サンノ說明
ヲ拜借シテ私ハ説明ヲ加ヘタノデアル、何
ヲ儲置イテモ、爲替ノ安定ヲ圖ルト云フコ
トガ一番大切ナ要件デアルト謂ハナケレバ
ナラヌ、爲替ノ安定ヲ圖ルト云フノハ如何
ナル方法デアルカト云ヘバ(民政黨ガ釣上
ゲタノダ)ト呼フ者アリ)民政黨ガ釣上ゲタ
ト仰シヤイマスケレドモ、民政黨内閣ニナル
前ハ四十四弗デアッテ、今日ハ三十二弗ニ下
タノデアッテ、ソレダケ低下ヲ致シタト云フ
コトハ、現内閣ノ下ニ于ケル生産實力ノ現
ハレデアルト謂ハナケレバナラヌ(拍手)
吾々ハ左様ナ意味デアリマスカラシテ、
此點ニ付テハドウシテモ、其方法ハ示シマ
セヌガ、爲替ノ安定ヲ圖ルト云フ必要ガア
ル、爲替ノ安定ヲ圖ルノニハ、所謂爲替管
理ヲ第一ニヤラナケレバナラヌト思フ、爲
替管理ヲヤルノニハ、金ガナクッテモ、爲替
管理ハ出來マス、資本ノ逃避ヲ避ケルコト

ハ、其第一ノ手段デアル、資本ノ逃避ヲ避ケ
ルノニハ、弗買ヲシタ者ニ課税ヲスルト云
フコトモ、資本ノ逃避ヲ避ケル第一ノ方法
ヲ見テモ、爲替ガ惡クナレバ輸出ガ良クナ
ルト云フコトヲ調節シテ行クト
少シモ良クナリマセヌ、何故ニ輸出ガ良ク
ナラヌカト云フヨ、所謂爲替安ヲ見込ンデ、
マダ下ガルト云フコトヲ見込ンデ居ルカラ
ハレナイ所ノ事實デアルト思フ(拍手)
今日爲替ガ三十二弗マデ下タ、此三十二
弗ニ下タ爲替ガ、是ガ爲替ノ正シイ値段デ
アルカドウカ、此爲替ノ値段ト云フモノハ
何ガ標準デアルカト云ヘバ、大藏大臣ノ說
明ヲ承リマスト、其國ノ生産實力ガ爲替ニ
反映シテ居ル、即チ其國ノ生産實力ガ爲替
ニ反映シテ居ルナラバ、金ノ再禁止ヲ御ヤ
リニナツテ、段々爲替ガ惡クナルト云フコト
ハ、國ノ實力ノ衰退ヲ證明シテ居ルト云フ
コトニナルノデアル、是ハ高橋サンノ說明
ヲ拜借シテ私ハ説明ヲ加ヘタノデアル、何
ヲ儲置イテモ、爲替ノ安定ヲ圖ルト云フコ
トガ一番大切ナ要件デアルト謂ハナケレバ
ナラヌ、爲替ノ安定ヲ圖ルト云フノハ如何
ナル方法デアルカト云ヘバ(民政黨ガ釣上
ゲタノダ)ト呼フ者アリ)民政黨ガ釣上ゲタ
ト仰シヤイマスケレドモ、民政黨内閣ニナル
前ハ四十四弗デアッテ、今日ハ三十二弗ニ下
タノデアッテ、ソレダケ低下ヲ致シタト云フ
コトハ、現内閣ノ下ニ于ケル生産實力ノ現
ハレデアルト謂ハナケレバナラヌ(拍手)
マシタ所ノ御議論ニ對シマシテ、聊カ見解
ヲ異ニ致シテ居ル點ニ付テ、辯明致シタイ
ト思フノデアリマス、事ヤ苟モ公債政策ノ
根幹ニ係ル問題デアリマスカラ、ドウゾ
反対ト贊成ノ如何ヲ論ゼズ、暫ク御謹聽ノ
程ヲ希望致シテ置ク者デアリマス
御承知ノ通リ前ノ内閣ノ誤シタル金解禁
ト(ノー／＼)時勢ニ逆行致シマシタ所ノ
低物價政策ニ依リマシテ、我國國庫ノ歲入
ト云フモノハ、逐年激減致シテ居タト云
是ニ相當ノ金額ヲ年々入れテ、サウシテ減
債ノ目的ヲ達スルコトガ、之ガ所謂此基金
債基金ノ制度ト云フモノハ、國債ヲ減少セ
シムル爲ニ特別會計ヲ作ッテ、一般歲入カラ
更ニ又委員會ニ於キマシテモ、色々御議
論ガアリマシタガ、減債基金ノ繰入停止ニ
依リマシテ、價格ノ上ニ於テ何カノ影響ヲ
及ボスモノデハナイカ
〔發言スル者多シ〕

○議長(秋田清君) 静肅ニ
○木暮武太夫君(續) 減債基金ノ繰入レノ
停止ヲ致シマセヌデ、公債ヲ募集スルト云
フコトニ致シマシテモ、御承知ノ通リニ減
債基金ノ制度ト云フモノハ、國債ヲ減少セ
シムル爲ニ特別會計ヲ作ッテ、一般歲入カラ
更ニ又委員會ニ於キマシテモ、色々御議
論ガアリマシタガ、減債基金ノ繰入停止ニ
依リマシテ、價格ノ上ニ於テ何カノ影響ヲ
及ボスモノデハナイカ
〔發言スル者多シ〕

○議長(秋田清君) 静肅ニ
○木暮武太夫君(續) マア少シ静ニ聽キ給
ヘ――委員會ニ於キマシテモ、減債基金繰
入停止ニ依リマシテ、公債ノ市價ニ悪イ影
響ヲ及ボスノデハナカラウカト云フ、國家
財政ニ對スル、色々ノ御親切ノ御質問ガ澤
山アッタノデアリマス、併ナガラ申ス迄モナ
ク公債ノ價格ハ、所謂返還ノ一點ノミニ依フ
居タ、其民政黨内閣ニ於テ、一億三千万圓
ノ公債ヲ募リ、而モ疲弊困憊セル此經濟界
ニ向テ、五千六百万圓ノ増稅ヲ爲スニア
ルノデアッテ、現内閣ハ急イデ爲替管理ヲ行
フカ、或ハ平價切下ゲラ行フカ、又其他ノ
方法ニ依ルカ、何レニシテモ爲替ヲ安定セ
シムベシト云フコトガ必要デアルト云フ意
見ヲ提示致シテ、私ハ此案ニ對シテ賛成ヲ
致ス者デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 木暮武太夫君
(木暮武太夫君登壇)
○木暮武太夫君 私ハ只今議題トナッテ居
リマスル勅令ニ對シテ、承諾ヲ與フベシト
スル議論ヲ致ス者デアリマス、先づ議論ノ
順序ト致シマシテ、私ハ私ガ何ガ故ニ本勅
令ヲ承諾スベキコトニ同意致ス所ノ贊成演
説ヲナスクタト云フコトノ趣旨ヲ辯明致シマ
シテ、最後ニ只今川崎君カラ御述ベニナリ
マシタ所ノ御議論ニ對シマシテ、聊カ見解
ヲ異ニ致シテ居ル點ニ付テ、辯明致シタイ
ト思フノデアリマス、事ヤ苟モ公債政策ノ
根幹ニ係ル問題デアリマスカラ、ドウゾ
反対ト贊成ノ如何ヲ論ゼズ、暫ク御謹聽ノ
程ヲ希望致シテ置ク者デアリマス
御承知ノ通リ前ノ内閣ノ誤シタル金解禁
ト(ノー／＼)時勢ニ逆行致シマシタ所ノ
低物價政策ニ依リマシテ、我國國庫ノ歲入
ト云フモノハ、逐年激減致シテ居タト云
是ニ相當ノ金額ヲ年々入れテ、サウシテ減
債ノ目的ヲ達スルコトガ、之ガ所謂此基金
債基金ノ制度ト云フモノハ、國債ヲ減少セ
シムル爲ニ特別會計ヲ作ッテ、一般歲入カラ
更ニ又委員會ニ於キマシテモ、色々御議
論ガアリマシタガ、減債基金ノ繰入停止ニ
依リマシテ、價格ノ上ニ於テ何カノ影響ヲ
及ボスモノデハナイカ
〔發言スル者多シ〕

○議長(秋田清君) 静肅ニ
○木暮武太夫君(續) マア少シ静ニ聽キ給
ヘ――委員會ニ於キマシテモ、減債基金繰
入停止ニ依リマシテ、公債ノ市價ニ悪イ影
響ヲ及ボスノデハナカラウカト云フ、國家
財政ニ對スル、色々ノ御親切ノ御質問ガ澤
山アッタノデアリマス、併ナガラ申ス迄モナ
ク公債ノ價格ハ、所謂返還ノ一點ノミニ依フ
居タ、其民政黨内閣ニ於テ、一億三千万圓
ノ公債ヲ募リ、而モ疲弊困憊セル此經濟界
ニ向テ、五千六百万圓ノ増稅ヲ爲スニア
ルノデアッテ、現内閣ハ急イデ爲替管理ヲ行
フカ、或ハ平價切下ゲラ行フカ、又其他ノ
方法ニ依ルカ、何レニシテモ爲替ヲ安定セ
シムベシト云フコトガ必要デアルト云フ意
見ヲ提示致シテ、私ハ此案ニ對シテ賛成ヲ
致ス者デアリマス(拍手)

テ價格ガ決定スルモノデハゴザイマスマイ、申ス迄モナク國家ノ信用デアル、國民經濟ノ力デアル、或ハ公債其モノ、所謂性質、生産的ノ信用ニ依テヤルノカ、不生產的ノ信用ニ依テヤルノカト云フコトヤ、或ハ公債ニ對スル國家ノ優遇ノ方法、是等ノモノガ公債ノ價格ヲ相當ニ決定スル所以デアルコトヲ考ヘテ見マシタナラバ、公債價格ノ點ノミヲ以チマシテ、減債基金繰入停止ヲ反対スル所ノ理由ニハナラヌト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）

結論致シマスルノニ、此減債基金ハ増シ得ルナラバ増スト云フコトハ、是ハ宜イノダ、誰ガ考ヘテモ當リ前ノ話ダ、制度ガア

ル以上ハ――併シ只今話シタヤウニ、歳入ハ逐年缺陷ヲ生ジテ來テ、借金ヲドンヽシナケレバナラヌ時ニ、借金ヲ済スノ元金ヲ積立ル爲ニ又借金ヲスルト云フヤウナコトヲスルコトハ、私共ハ採ラザル所デアルト、斯ウ申上ゲルノデアリマス、ソコデ減債基金ノ繰入停止ト云フコトノ已ムベカラ

ザルト云フ結果ハ、申スマデモナク過去二年半ニ於ケル所ノ、民政黨内閣ノ誤謬タ經濟政策ノ結果ノ尻拭ヒノ一端デアルト申上ゲテモ私ハ差支ナイト思フ（拍手）更ニ私ハ只今川崎君カラ御話ニナリマシタ御議論ノ一二ノ點ニ付テ反駁致シテ見タイト思フノデアリマス、川崎君へ只今此勅令ヲ見テ、永久ニ減債基金繰入ヲ停止スルノデアルンダト云フヤウナ、押付ケタ御議論ヲ爲ス、御反対ノ理由ノ一つニ爲ス、併シソレハ大藏大臣ノ御答辯ノ聽損ヒデアリマス、即チ財界ガ直シテ、日本ノ財政ノ國庫歲入ト云フモノガ順調ニナッテ、過去二年半民政黨内閣ノ時代ノ如キモノデナクナツタナラバ、此繰入停止ト云フコトヲヤズニ、相當ニヤルト云フコトハ、其答辯ノ中ニ明デアルト私共ハ信ジテ居ルノデアリマス（拍手）更ニ又減債基金ノ停止ヲ致シテ居ルタコトガ、民政黨ノ非常ナル失敗デア

契約ヲ裏切ルヤウナ結果ニナレバ、國ノ信

用ニ關ハルト云フヤウナコトヲ仰セラレマシタケレドモ、併シ經濟的ノ國ノ信用ト云

フモノハ、寧ロコンナコトヨリモ、日本ノコトニ依テ高マルノデ、アナタ方冷靜ニ御考ヘナサイ、日本銀行ノ金ガ七億ニ減タ方

ガドンナニ日本ノ信用ヲ害シタコト云フコトヲ御考顧ヒタイノデアリマス（拍手）

更ニ又川崎君ノ只今ノ御議論ノ中デハ大分通貨膨脹ニ對スル御反対ガアリマシタ、所謂「インフレーション」ニ對スル反対ガア

リマシタ、私ハ通貨膨脹ニ對シテノ反対ハ、全ク見當違ヒダト思フ、御承知ノ通り英吉利デモ、亞米利加テモ、何處デモ、「デフレーション」政策ト云フモノハ、此處數年ノ間失敗シタノデハアリマセヌカ、即チ昔ノヤ

ウニ「デフレーション」政策デ以テ「コスト」ガ切下ゲラレルヤウナ時代ナラバ、「デフレーション」政策ト云フモノハ是ハ宜イカモ

知レナイ、今日ノヤウニ企業ガ發達シテ來テ、所謂獨占價格ト云フモノガ方々ニ形成セラレテ、如何ニ通貨ヲ縮小致シマシテ、物ノ値ヲ下ゲヨウトシテモ下ガラナイ、或ハ電燈料デアルトカ、或ハ煙草ノ値段デアルトカ、汽車貨デアルトカ、或ハ又稅金デアルトカ、獨占的ノ價格ト云フモノ、幾多ノモ

ノガ下ラナイ狀態ニ於キマシテハ「デフレーション」政策ト云フモノハ是ハ失敗デス（拍手）即チ今日ノヤウナ複雜ナ「カルデル」

度採算ノ引合フヤウニ、生産費ノ償フヤウニ、物ノ値段ヲ維持スルト云フコトガ私共ハ必要デアルト思フ（拍手）是ハ見解ノ相違

デアリマスカラ已ムヲ得マセヌ、併シサウ云フ「デフレーション」政策ガ宜イト云フヤ

ウニ、物ノ値段ヲ維持スルト云フコトガ私共ハ必要デアルト思フ（拍手）是ハ見解ノ相違

デアリマスカラ已ムヲ得マセヌ、併シサウ云フ「デフレーション」政策ガ宜イト云フヤ

ウナ考ヲ以テ、二年半政治ヲ御執リニナッテ居ルタコトガ、民政黨ノ非常ナル失敗デア

タト私共ハ考ヘル（拍手）

諸君、更ニ貿易ノコトヲ川崎君カラ色々

御話ニナツタ、昨日モ田中君カラ貿易ノ點ニ付テ色々御話ガゴザイマシタケレドモ、成程爲替ハ下タケレドモ入超ハ止マナイ、是ハツハ見越輸入デアリマセウ、貿易狀態ガ思フセウニ行カナカラ、斯ウ云フノデア

リマスケレドモ、併シ是ハ爲替ガ下ルダラハーツハ見越輸入モアリマセウシ、御承知ノ通り日本ノ貿易ノ、隨分強イ力ヲ有シテ居リマス所ノ對支貿易、即チ支那ニ對シテ、ア、云フ戰亂ノ狀態ノアルト云フコトハ、

是ハ餘程寄引シテ者ヘテ貿ハナケレバナルマイト思フ、支那ニ戰爭ガアルテ、サウシテ初メノ約束通り行カヌカラ、ソレハオ前ナドノ言フ通リニナラヌノデヤナカラウカト云フコトハ、是ハ議論ニハナルマイト思

フ、又爲替ガ下タト云フコトハ、ソレダケ一種ノ關稅ヲ課ケタコトニナルノデアリマスカラ、委員會ニ於キマシテ、アナタ方ガ關稅政策ヲ打樹テ、關稅ノ障壁ニ依テ、内地產業ノ保護ヲシナケレバナラヌト云

フ御議論ヲ御強調ニナツタ上カラ行クナラバ、此爲替ノ下タト云フコトニ付テハ、

寧ロ贊成爲ス、テ然ルベキモノデアラウト私共ハ考ヘルノデアリマス（拍手）

又盛ニ爲替ノコトヲ御議論ニナツテ、爲替ガ不安定デ困ル、爲替ガ不安定デ困ルト云

コトヲ仰シヤツタケレドモ、成程國民經濟ニ對スル一大犠牲ヲ拂ハズシテ、爲替ノ安

定ガ計畫ナレ、實行サレタノナラ、爲替ノ見出シテ居タノ「デアリマス」、ソコデ東サント民政黨ノ小山サンガ御相談ノ結果、所謂兩代表ノ協定トモ申シマセウカ、ソレノ書付ガ此處ニアリマスガ、斯ウ云フコトニナツテ居ル「特別委員會ガ終了後遲クトモ本會議ヲ繼續シテ日程議了ニ努力スルコト」

スウ云フノデス、即チ特別委員會終了後……此時發言スル者多シ少シ御黙リナ

サイ、御聽ナサイ、「特別委員會終了後遲クトモ本會議ヲ繼續シ日程議了ニ努力スルコト」ソコテ斯ウ云フ協定ガアルカラシテ、昨

日ノ、所謂アナタ方ノ臣節問題、吾々カラ

モ本會議ヲ繼續シ日程議了ニ努力スルコト」

ス、斯ウ云フ譯ガアルノデスカラ、詰リ日

分テ居ルナラバ、爲替ノ少シ位ノ「フラクチユエリション」ト云フモノハ、大シタ問題デハナインデハアリマセヌカ、即チソレハ所謂業者ト云フモノガ、相當「リスク」ヲ加減致シマシテ、サウシテ六十日ナリ幾日ノ間ノ先物ノ取引ガ出來マスカラ、爲替ノ不安定ト云フモノヲ事々シク取立て、如何ニモ政府ノ失態ノ如ク論ズルト云フコトハ、少シク爲替ヲ存ジテ居ル者カラ見レバ、川崎君ニ對スル反駁ハ此程度ニ致シテ私ハ笑止千萬ナコトデアルト考ヘルノデアル（拍手）モウ多クノ時間ヲ有チマセヌカラ、川崎君ニ對スル反駁ハ此程度ニ致シテ置キマス

最後ニ一言誤解ヲ解ク爲ニ申上げテ置キマスケレドモ、川崎君ハ冒頭ニ於テ御述ニナリマシテ、委員會ニ何カ非常ニ委員長ガ專斷横暴デアリシヤウナ御話ガアリマシタ、アナタ方ノ方デ事情ノ御分リニナラヌ

マスケレドモ、川崎君ハ冒頭ニ於テ御述ニナリマシテ、委員會ニ何カ非常ニ委員長ガ専斷横暴デアリシヤウナ御話ガアリマシタ、アナタ方ノ方デ事情ノ御分リニナラヌ

マスケレドモ、川崎君ハ冒頭ニ於テ御述ニナリマシテ、委員會ニ何カ非常ニ委員長ガ専斷横暴デアリシヤウナ御話ガアリマシタ、アナタ方ノ方デ事情ノ御分リニナラヌ

マスケレドモ、川崎君ハ冒頭ニ於テ御述ニナリマシテ、委員會ニ何カ非常ニ委員長ガ専斷横暴デアリシヤウナ御話ガアリマシタ、アナタ方ノ方デ事情ノ御分リニナラヌ

マスケレドモ、川崎君ハ冒頭ニ於テ御述ニナリマシテ、委員會ニ何カ非常ニ委員長ガ専斷横暴デアリシヤウナ御話ガアリマシタ、アナタ方ノ方デ事情ノ御分リニナラヌ

<p>程議了ニ御努力ニナルト書付ニ書イテア ル、是ハ小山君モ御存ジデアリマセウ、私 モ聽イタノデスガ、實ハ議了スルト云フコ トニナルト、中々ドウモ幹部軟弱ダト言ウ テ、民政黨ノ代議士ハムヅカシイコトヲ言 フ、ソコデドンヽト努力シテ行クト云フ ヤウナコトヲ書イテアル、日程議了ニ努力 スルト云フコトヲ代表ガ御決メニナフテ置 キナガラ、九人ノ通告ヲシテ、其一人ガ一 時間以上モ演説スルト云フノデハ、誠意ノ 認ムベキモノガ何處ニアリマスカ(拍手)具 體的ノ事實カラ見テ、此協定ヲ破ダノハ、 アナタ方ノ方デアルト云フコトヲ、天下ニ ハッキリト私ハ發表致シテ置クノデアリマ ス(拍手)之ヲ以チマシテ、本勅令案ヲ承諾 スペシト云フコトノ、私ノ意見ニ代ヘル次 第デアリマス(拍手)</p>	
<p>○議長(秋田清君) 是ニテ……(議長議 長)「必要ナシ」其他發言スル者多シ、一寸御 待チナサイ、是ニテ討論ハ終リマシタ、此 場合一松定吉君ヨリ議事進行ニ關シテ發言 ヲ求メテ居ラレマス——發言ヲ求メテ居ラ レマス、本來討論終局ノ動議ノ出夕場合ニ 於テハ、議事進行ノ發言ヲ許サマルガ先例 デアリマス、併シ此場合ヘ討論終局ノ動議 ガ出タノデハナクシテ、唯討論ガ終ダト 云フダケノ場合デアリマスルカラ、議長ハ 一松君ニ對シテ議事進行ノ發言ヲ許ス積リ デアリマス——一松定吉君</p>	
<p>○一松定吉君 私ハ議事進行ニ關シマシテ 議長ニ民政黨ヲ代表致シマシテ一言要求ス ルコトガアリマス、ソレハ外デモアリマセ スガ、御承知ノ如ク軍事費ノ協賛ハ、最モ 大切ナ議案デアリマスルガ爲ニ、此議事ノ 進行ニ關シマシテハ、總理大臣タル者ハ當 然此議席ニ在リマシテ、之ニ參畫セラレナ ケレバナラヌコトハ當然デアルト思フノデ アリマスガ、之ニ對シマシテノ先刻ノ議長 ノ御聲明ニ依リマスレバ、只今總理大臣ハ</p>	
<p>貴族院ニテ質疑ニ應答申デアルガ故ニ、是 ガ濟ミ次第ニ本院ニ出席セラル、トノ御聲 明デアタノデアリマスガ、遂ニ此議事ノ 濟ム迄御出席ナカタコトハ、私共ノ非常ニ 遺憾トスル所デアリマスケレドモ、過去ツ タコトハ已ムヲ得ナイト致シマシテ、文ニ 上程セラレマス帝都治安ニ關シマスル問題 ニ付テハ、總理大臣トシテ、又内務大臣ト シテ、當然此問題ニ對シマシテハ關與シテ 戴カナケレバナラヌノデアリマスルカラシ テ、議長ハ宜シク總理大臣ニ對シマシテ、 至急ニ當院ニ出席セラル、ヤウニ御要求ア ランコトヲ請求致スノデアリマス、若シ出 席ガ出来ナイコトデアリマスルナラバ、其 出席ノ出來ル迄、暫ク休憩ヲスルト云フコ トヲ私ハ要求シテ已ミマセヌ(拍手)</p>	
<p>○議長(秋田清君) 一松定吉君ノ議事進行 ニ關スル御發言ノ御趣意ハ諒承致シマシ ニ付テ一言致シマス、日程第一ノ勅令第四 號ハ兌換禁止ノ件デアリマス、日程第三ノ 勅令第七號ハ、減債基金ノ繰入停止ノ件デ アリマス、此二件ハ各別々ニ採決致シマ ス、他ノ三件、即チ日程第四、第五、第六ハ 何レモ滿洲事件費ノ緊急處分ノ件デアリマ スカラ、一括シテ採決致シタイト思ヒマ ス(異議ナシ)ト呼フ者アリ</p>	
<p>○議長(秋田清君) 先づ昭和七年勅令第四 號承諾ヲ求ムル件、之ニ向シテ承諾ヲ與フ (贊成者 起立)</p>	
<p>○議長(秋田清君) 起立多數、承諾ヲ與フ (贊成者 起立)</p>	
<p>○議長(秋田清君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ 開キマス</p>	
<p>○原總兵衛君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ 提出致シマス、即チ茲ニ日程ヲ追加シテ 小山松壽君外十名提出、帝都治安ニ關スル 緊急質問ヲ許シ、其趣旨證明ヲ許可セラ レントコトヲ望ミマス</p>	
<p>○議長(秋田清君) (贊成)ト呼フ者アリ (異議ナシ)ト呼フ者アリ</p>	
<p>○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ御異議ア リマセヌカ</p>	
<p>○議長(秋田清君) 原君ノ動議ナシト認メマ ス、是ニテ休憩致シマス</p>	
<p>○議長(秋田清君) 午後四時四十九分休憩 午後二時四十八分休憩</p>	
<p>○議長(秋田清君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ 開キマス</p>	
<p>○原總兵衛君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ 提出致シマス、即チ茲ニ日程ヲ追加シテ 小山松壽君外十名提出、帝都治安ニ關スル 緊急質問ヲ許シ、其趣旨證明ヲ許可セラ レントコトヲ望ミマス</p>	
<p>○議長(秋田清君) (贊成)ト呼フ者アリ (異議ナシ)ト呼フ者アリ</p>	
<p>○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ御異議ア リマセヌカ</p>	
<p>○議長(秋田清君) 原君ノ動議ナシト認メマ ス、是ニテ休憩致シマス</p>	
<p>○武富濟君(續) 血盟團ノ背後ニハ有力な 支持者ガアルトカ、教唆、使嗾ヲスルモノ ガ背後ニ控エテ居ルトカ、血盟團ノ外ニ尙 ホ暗殺團ガ存在シテ居ルトカ、元老西園寺 公ガ附ケ狙ハレタ事實ガアルトカ、或ハ若 タトカ、或ハ牧野内府モ危険デアルトシ タトカ、政友内閣ノ閣員ニシテ、吾等ノ尊 敬スル床次竹二郎氏モ狙ハレテ居ツタカ、 三井財閥ノ巨頭デアル池田成彬氏モ怪シカ タトカ、或ハ牧野内府モ危険デアルトシ タトカ、盛ニ傳ヘラレテ居リマス、都鄙皆此不安ノ 氣令ニ蔽ハレマシテ、容易ナラザル場合デ アリマシテ、實ニ聖代ノ不祥事デアルト申 サナケレバナリマセヌ(拍手)驚クベキハ鋼 鐵製ノ「防彈チョッキ」ガ非常ニ販賣セラレ テ、犬養總理大臣ニ之ヲ獻納シタモノガア ルト云フ、犬養首相モ喜ンデ之ヲ受納サレ タト云フ滑稽ナル悲慘事ガアル(拍手)暴力 ノ直接行動ハ野蠻ノ遺習デアッテ、憲政ノ破 壊デアリ、法治國ノ破壞デアリマス、此勢</p>	

ニシテ底止スル所ガナカツタナラバ、一體日本ノ前途ハ何トナルト諸君ハ思ハレル（拍手）沟ニ寒心ニ堪ヘザルモノガアリマシテ、國民ハ今ヤ戰々競々ト致シテ居ルノデアリマス、此險惡ナル世相ノ招來ハ、只單ニ一警視廳、一内務省ノ責任デハナイト思フ、實ニ政府全體ノ責任デアルト吾々ハ考ヘル（拍手）

テ茲ニ私ハ三大臣ニ向テ緊急ニ質問ヲ致シタイノデアリマスガ、先づ順序トシテ第一ニ司法大臣ニ御伺ラシタイ、團男爵暗殺後ノ新聞記事ハ、連日一味ノ犯罪ノ内容、捜査ノ經過、甚ダシキハ被疑者ノ寫眞マデモ添ヘテ詳細ニ記事ノ掲載ガアルノデアリマス、之ニ對シテ法相ハ何ト御考ニナルノデアリマスカ、是ガ若シ新聞社ノ自發的ノ記事デアルト申サナケレバ、何ガ故ニ記事ノ差止メラ御命令ニナラヌノデアリマスカ、若シ警視廳又ハ檢事局ガ自ラ進ンデ發表シタルモノトシタナラバ、是ハ沟ニ不都合デアルト申サナケレバナリマセヌ（拍手）犯人ハ逃走スルデアリマセウ、證據ノ湮滅モ行ハレルデアリマセウ、共犯者ハ隠レルデアリマセウ、或ハ之ヲ隠ス者モアリマセウ、若シ警視廳ナリ檢事局ガ之ヲ發表スルト云フコトデアルナラバ、司法大臣トシテハ御止メニナッテ然ルベキモノデアラウト思フ、若シ之ニ反シテ警視廳ナリ檢事局ナリガ、社會ノ人心ヲ緩和スル一手段トシテ、餘リニ隠シ切テ居ラノデハ、疑心暗鬼ヲ生ズルノ恐レガアル、隨テ一部ノ事實ヲ發表スルガ宜シイト云フ一種ノ政策ニ出テ居ラトスルナラバ、ソレモ亦一理ガアリマセウ、デアルナラバ、寧ロ進ンデ一切合財有ニル問題ヲ其儘ニ御發表ニナル御意見ガアルカドウカ伺ヒタインデアリマス（發言スル者アリ）是ハ前例ガアル、嘗テ共產黨ノ事件ノ折、鈴木内務大臣、竝ニ原司法大臣ハ、此壇上ヨリ人心ノ不安ヲ一掃スルト云フ言ヒ前ノ下ニ、豫審中ノ事件ヲ悉ク

○議長（秋田清君） 静肅ニ——静肅ニ……

○武富濟君（續） 其原因ヲ究メテ是ガ對策ヲ定メルノ必要ガアル、本月ノ十七日犬養總理大臣ハ、内相トシテ内務省ニ登省ヲセラレマシテ、高等官一同ニ對シテ訓示ヲセラレテ居ル、此原因ハ社會組織ノ缺陷ト、政治家ノ態度行動ニ在ルト認メラル（拍手）

詳細ニ發表ヲナサレタル前例ガアルノデアリマス（拍手）此前例ヲ追フノ御意見ガアルカナイカ 尚ホ續イテ確メテ置キタイ點ハ、彼ノ逆犯人ニ共犯ガアルカナイカト云フ問題デアリマス、彼ハ一箇ノ爆弾ヲ所持シテ居タ、上海ニ於ケル獨立政府ニ聯絡ノアル者デアリマス、而モ上海東京間ヲ二三回往復シテ居ル事實ガアル、彼ノ貧困者ニシテ其様ナ旅費ノ調達モ出來ル譯モナシ、又自ラ爆弾ヲ製造スル能力モナイ、此爆弾ノ出所ナリ、旅費ノ出所ヲ考ヘマスル時ニ、必ズヤ共犯者ガアルニ相違ナイト断ズルノガ常識デアリマス、世人ハ此點ニ付テ最モ不安ニ感ジテ居ルノデアルカラ、大逆犯人ニ共犯者ガアルノデアルカ、ナイノデアルカ、若シアルナラバ捕ヘラレテ居ルノデアルカ、未ダ捕ヘラレテ居ラヌノデアルカ、何ガ故ニ捕ヘヌノデアルカ、其事實ヲ承リタイノデアリマス 繢イテ世間ノ最モ不審ニ考ヘテ居リマスル點ハ、所謂血盟團ナルモノニ、有力ナル黒幕ガアルヤニ新聞ノ記事ガ見エテ居ル、果シテ其様ナル支持者、背面ノ強力ナル、司法權ノ及バザル何者カ、潛在シテ居ルノデアルカドウカ、此點ヲ明瞭ニ致シタイノデアリマス（拍手）以上ハ司法大臣ニ對スル第一項ノ質問デアリマス 次ハ總理大臣ニ伺ヒタインデアリマス、吾々ハ其後者ニ屬スルモノト信ジテ居ル、所謂「ファシヨ」ノ先驅的所業デアルデアラウト認メマス、今ヤ我國ノ思想界ヲ流レテ居ル危險ナルニ大潮流ハ、申ス迄モナク一ハ共産主義、他ノ一ハ「ファシヨ」デアリマス、此「ファシヨ」派ハ政黨ノ打破、財閥ノ倒壊ヲ手段トシテ、憲法ヲ否認シ、議會政治ヲ破壊セントスル、世ニモ恐ルベキ危険ノ考デアリマス、明白ニ朝憲ノ紊亂デアリ、斯ガ、抑、此大逆犯ナリ、暗殺罪ナリニ付テ起テ來ル不安ノ原因ガ、一體何處ニ在ルト總理大臣ハ思召サレルノデアルカ

（此時發言スル者多シ）

○議長（秋田清君） 静肅ニ——静肅ニ……

○武富濟君（續） 其原因ヲ究メテ是ガ對策ヲ定メルノ必要ガアル、本月ノ十七日犬養總理大臣ハ、内相トシテ内務省ニ登省ヲセラレマシテ、高等官一同ニ對シテ訓示ヲセラレテ居ル、此原因ハ社會組織ノ缺陷ト、政治家ノ態度行動ニ在ルト認メラル（拍手）

詳細ニ發表ヲナサレタル前例ガアルノデアリマス（拍手）此前例ヲ追フノ御意見ガアルカナイカ 尚ホ續イテ確メテ置キタイ點ハ、彼ノ逆犯人ニ共犯ガアルカナイカト云フ問題デアリマス、彼ハ一箇ノ爆弾ヲ所持シテ居タ、上海ニ於ケル獨立政府ニ聯絡ノアル者デアリマス、而モ上海東京間ヲ二三回往復シテ居ル事實ガアル、彼ノ貧困者ニシテ其様ナ旅費ノ調達モ出來ル譯モナシ、又自ラ爆弾ヲ製造スル能力モナイ、此爆弾ノ出所ナリ、旅費ノ出所ヲ考ヘマスル時ニ、必ズヤ共犯者ガアルニ相違ナイト断ズルノガ常識デアリマス、世人ハ此點ニ付テ最モ不安ニ感ジテ居ルノデアルカラ、大逆犯人ニ共犯者ガアルノデアルカ、ナイノデアルカ、若シアルナラバ捕ヘラレテ居ルノデアルカ、未ダ捕ヘラレテ居ラヌノデアルカ、何ガ故ニ捕ヘヌノデアルカ、其事實ヲ承リタイノデアリマス 繢イテ世間ノ最モ不審ニ考ヘテ居リマスル點ハ、所謂血盟團ナルモノニ、有力ナル黒幕ガアルヤニ新聞ノ記事ガ見エテ居ル、果シテ其様ナル支持者、背面ノ強力ナル、司法權ノ及バザル何者カ、潛在シテ居ルノデアルカドウカ、此點ヲ明瞭ニ致シタイノデアリマス（拍手）以上ハ司法大臣ニ對スル第一項ノ質問デアリマス 次ハ總理大臣ニ伺ヒタインデアリマス、吾々ハ其後者ニ屬スルモノト信ジテ居ル、所謂「ファシヨ」ノ先驅的所業デアルデアラウト認メマス、今ヤ我國ノ思想界ヲ流レテ居ル危險ナルニ大潮流ハ、申ス迄モナク一ハ共産主義、他ノ一ハ「ファシヨ」デアリマス、此「ファシヨ」派ハ政黨ノ打破、財閥ノ倒壊ヲ手段トシテ、憲法ヲ否認シ、議會政治ヲ破壊セントスル、世ニモ恐ルベキ危険ノ考デアリマス、明白ニ朝憲ノ紊亂デアリ、斯ガ、抑、此大逆犯ナリ、暗殺罪ナリニ付テ起テ來ル不安ノ原因ガ、一體何處ニ在ルト總理大臣ハ思召サレルノデアルカ

（此時發言スル者多シ）

○議長（秋田清君） 静肅ニ——静肅ニ……

○武富濟君（續） 其原因ヲ究メテ是ガ對策ヲ定メルノ必要ガアル、本月ノ十七日犬養總理大臣ハ、内相トシテ内務省ニ登省ヲセラレマシテ、高等官一同ニ對シテ訓示ヲセラレテ居ル、此原因ハ社會組織ノ缺陷ト、政治家ノ態度行動ニ在ルト認メラル（拍手）

詳細ニ發表ヲナサレタル前例ガアルノデアリマス（拍手）此前例ヲ追フノ御意見ガアルカナイカ 尚ホ續イテ確メテ置キタイ點ハ、彼ノ逆犯人ニ共犯ガアルカナイカト云フ問題デアリマス、彼ハ一箇ノ爆弾ヲ所持シテ居タ、上海ニ於ケル獨立政府ニ聯絡ノアル者デアリマス、而モ上海東京間ヲ二三回往復シテ居ル事實ガアル、彼ノ貧困者ニシテ其様ナ旅費ノ調達モ出來ル譯モナシ、又自ラ爆弾ヲ製造スル能力モナイ、此爆弾ノ出所ナリ、旅費ノ出所ヲ考ヘマスル時ニ、必ズヤ共犯者ガアルニ相違ナイト断ズルノガ常識デアリマス、世人ハ此點ニ付テ最モ不安ニ感ジテ居ルノデアルカラ、大逆犯人ニ共犯者ガアルノデアルカ、ナイノデアルカ、若シアルナラバ捕ヘラレテ居ルノデアルカ、未ダ捕ヘラレテ居ラヌノデアルカ、何ガ故ニ捕ヘヌノデアルカ、其事實ヲ承リタイノデアリマス 繢イテ世間ノ最モ不審ニ考ヘテ居リマスル點ハ、所謂血盟團ナルモノニ、有力ナル黒幕ガアルヤニ新聞ノ記事ガ見エテ居ル、果シテ其様ナル支持者、背面ノ強力ナル、司法權ノ及バザル何者カ、潛在シテ居ルノデアルカドウカ、此點ヲ明瞭ニ致シタイノデアリマス（拍手）以上ハ司法大臣ニ對スル第一項ノ質問デアリマス 次ハ總理大臣ニ伺ヒタインデアリマス、吾々ハ其後者ニ屬スルモノト信ジテ居ル、所謂「ファシヨ」ノ先驅的所業デアルデアラウト認メマス、今ヤ我國ノ思想界ヲ流レテ居ル危險ナルニ大潮流ハ、申ス迄モナク一ハ共産主義、他ノ一ハ「ファシヨ」デアリマス、此「ファシヨ」派ハ政黨ノ打破、財閥ノ倒壊ヲ手段トシテ、憲法ヲ否認シ、議會政治ヲ破壊セントスル、世ニモ恐ルベキ危険ノ考デアリマス、明白ニ朝憲ノ紊亂デアリ、斯ガ、抑、此大逆犯ナリ、暗殺罪ナリニ付テ起テ來ル不安ノ原因ガ、一體何處ニ在ルト總理大臣ハ思召サレルノデアルカ

タル葉書デアリマス、其文章ニハ斯様ニアル「陳者方今世情甚ダ面白カラザル風聞等シキリニ傳ハル折柄小生等愚考仕リ候ニ茲十日ヲ出デス國家ノ爲メ不祥事出來致サズヤト豫感致サレ此間要路ノ人々特ニ貴官ニ於カセラレテハ特別ナル御詮議然ルベキ力ト特ニ前以テ御諷諫申上候、萬事ハ事前ガ大事、過ギタルコトハ駒馬モ及バジト存ジ候先ツハ御注意迄、總監閣下、久岡幸昌」大ニ豫言的中デアリマシテ、此十二月二十九日ノ注意書ニ、相當ノ注意ヲ拂タナラバノヤウナル大事ト云フモノハ突發セズニ濟シングト私ハ思フ、暗殺事件ノ取調ト云フモノガ、甚ダ疎漏、不親切デアッタト云フ事實ハナイカト云フコトヲ承リタイ、大野總監ハ前述ノ通リニ井上事件ノ背後ニ連累者ナント輕卒ニモ斷定ラシタ、若シ其取調ガ親切丁寧デアッタナラバ、血盟團ノ内容ノ組織的ノ計畫デアッタコトモ、犯人ノ桂所氏名モ悉ク判明シテ、一網打盡ニ檢舉ガ出來タニ相違ナイ、然ラバ團男爵ハ暗殺ヲ免レタニ相違ナイト思フ、警察ノ怠慢が遂ニ國君ヲシテ、アノ様ナル非業ノ最期ヲ遂ゲシメタルコト、ナルナラバ、春秋ノ筆法ヲ以テスルナラバ、警視廳ガ團男ヲ殺シタト云フコトニナルノデアリマス

此點ニ付テ關聯シテ居リマスルカラ法相ニ御尋不ヲシタイ、當時檢事局ノ態度ハドウアッタノデアリマスカ、背後ニ何等ノ連累者ナシト卽断ラセラレテ居タノデアルカ、ソレトモ背後ニ其犯人ノ恐ルベキモノガ潛在シテ居ルト認メラレタノデアルカ、吾々相當捜査ノ歩ヲ進メラレテ居タノデアルカドウカ、若シ往年ノ幸徳秋水事件ノ時ノヤウニ峻烈ナル檢學ヲ續ケタナラバ、ヨモヤ園男爵ハ殺サレズニ濟シングデアラウト思ハレマスケレドモ、其當時ニ於ケル檢事局ノ態度ハドウデアッタカト云フコトヲ、吾々ハ疑惑ノ眼ヲ持テ居リマスカラ、詳細説明ガ煩ハシタイノデアリマス、警視廳ハ抑、

多額ノ豫算ヲ立テ、多額ノ機密費ヲ擁シテ居ル、帝都ノ治安ノ重大ナル職責ヲ持テ居ルノガ本來ノ使命デアリマセウ、然ルニ選舉第一主義ニ浚頭シテ、彼ノ亂暴ナル人事行政ヲ行シテ、遂ニ此ヤウナル官紀ノ紊乱、人心ノ不堅張、失態ノ續出ヲ見ルニ至ラタト云フコトハ、容易ナラザル政府ノ責任デアッテ、内務大臣タル者ハ、天下ニ向シテ當ニ此壇上ニ於テ謝罪スベキデアルト考ヘマス、茲ニ警視廳ノ怠慢無責任ノ事實ヲ如實ニ立證スル所ノ成績表ヲ首相ニ提示スルノ光榮ヲ有スルコトハ遺憾デアリマス、昭和六年ノ一月一日ヨリ二月十二日ニ至ル迄ノ間、此四十三日間ニ於ケル警視廳管内ノ強盜被害件數ハ二十四件、檢舉サレマシタノハ二十九件、ソレハ他府縣カラ入込ンダ人間ノ檢舉ガアリマシタカラ、好成績デアリマシテ、百二十「パー・セント」ノ成績ヲ挙げテ居ル、ソレハ昭和六年ノ一月一日ヨリ

二月十二日マデ、アリマス、政友會内閣ニナリマシテカラノ數字ハ如何デス、今年ノ一月一日ヨリ同ジク二月十二日ニ至ル強盜件數ハ倍ノ五十五件、檢舉總數ハ其半バニ充タザル二十七件、其成績ハ四十九「パー・セント」ト驚クベキモノデアリマス、是ハ警視廳ガ自ラ作製シタル文書デアリマスカラ、此數字ニハ偽リハナイ、即チ民政黨ノ天下ノ時代ニハ百二十「パー・セント」デアリマシテ、政友會内閣ニナルト四十驚クベキ所ノ怠慢、失態デアルト申サナケレバナラヌ、其他所謂八ツ裂キ事件ガ檢舉サレナカッタ、其他ノ殺人事件ト云フモノガ三件モ、借金ニナッテマダ檢舉サレテ居ラナイ、其内諾ヲ得テ、其後任ニ鈴木喜三郎氏ヲ置キ、法相ノ後釜ニ川村竹治氏ヲ其後任者ト相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ニ臨時議會ガ開會サレル時ニ、何ガ故ニ犬養總理大臣ハ専任内相ヲ置イテ帝都ノ治安維持ニ盡サレナカッタノデアルカト云フコトヲ承リタイ、蓋シ奏請ガ出来ナカッタデアラウト私ハ思ヒマス(拍手)然ラバ私ハ其内情ヲ承リタイ、議會直前ニ森翰長ハ中橋内相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ヲ訪問シテ、其辭職ノ餘儀ナキ事情ヲ説キ、アラウト私ハ思ヒマス(拍手)然ラバ私ハ其内情ヲ承リタイ、議會直前ニ森翰長ハ中橋内相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ヲ訪問シテ、其辭職ノ餘儀ナキ事情ヲ説キ、アラウト私ハ思ヒマス(拍手)然ラバ私ハ其内情ヲ承リタイ、議會直前ニ森翰長ハ中橋内相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ヲ訪問シテ、其辭職ノ餘儀ナキ事情ヲ説キ、アラウト私ハ思ヒマス(拍手)然ラバ私ハ其内情ヲ承リタイ、議會直前ニ森翰長ハ中橋内相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ヲ

ス(拍手)首相ハ選舉直後ニ於テ、我ガ黨ガ絶對多數ヲ得タカラ政局ハ安定シタカモ知レマセヌカ、シテ居ル政界ハ安定シタカモ知レマセヌカ、政友會御自身ノ御不安定ハ極端デアルト申サナケレバナリマセヌ(拍手)一體議會後ニハアルカ、ソレトモ飽迄兼攝内相デ押通シテ行クノデアルカ、是ハ帝都不安ニ鬪スル最密ナル關係ニアル重大ナル事項デアリマスカラ敢テ伺シテ置キタインデアリマス、一郎トシテ、郵便局ノ配達證明書ガ存在シテ居リマス、其通告書ハ差出入……

○議長(秋田清君) 静肅ニシテ
○武富濟君(續) 差出人久岡幸昌ナル者ノス様ナル通告狀ヲ鳩山文相ハ手ニ入レラレ事實ガアルカドウカ、御覽ニナシテ居ルカドウカ、御覽ニナシテ居リナカラ、此問題ニ付テハ方策ヲ執ラレタノデアルカ、先づ伺ヒタインデアリマス

帝都ノ不安、社會不安ノ此際ニ當シテ、特ニ臨時議會ガ開會サレル時ニ、何ガ故ニ犬養總理大臣ハ専任内相ヲ置イテ帝都ノ治安維持ニ盡サレナカッタノデアルカト云フコトヲ承リタイ、蓋シ奏請ガ出来ナカッタデアラウト私ハ思ヒマス(拍手)然ラバ私ハ其内情ヲ承リタイ、議會直前ニ森翰長ハ中橋内相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ヲ訪問シテ、其辭職ノ餘儀ナキ事情ヲ説キ、アラウト私ハ思ヒマス(拍手)然ラバ私ハ其内情ヲ承リタイ、議會直前ニ森翰長ハ中橋内相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ヲ

ス(拍手)首相ハ選舉直後ニ於テ、我ガ黨ガ絶對多數ヲ得タカラ政局ハ安定シタカモ知レマセヌカ、シテ居ル政界ハ安定シタカモ知レマセヌカ、政友會御自身ノ御不安定ハ極端デアルト申サナケレバナリマセヌ(拍手)一體議會後ニハアルカ、ソレトモ飽迄兼攝内相デ押通シテ行クノデアルカ、是ハ帝都不安ニ鬪スル最密ナル關係ニアル重大ナル事項デアリマスカラ敢テ伺シテ置キタインデアリマス、一郎トシテ、郵便局ノ配達證明書ガ存在シテ居リマス、其通告書ハ差出入……

○議長(秋田清君) 静肅ニシテ
○武富濟君(續) 差出人久岡幸昌ナル者ノス様ナル通告狀ヲ鳓山文相ハ手ニ入レラレ事實ガアルカドウカ、御覽ニナシテ居ルカドウカ、御覽ニナシテ居リナカラ、此問題ニ付テハ方策ヲ執ラレタノデアルカ、先づ伺ヒタインデアリマス

帝都ノ不安、社會不安ノ此際ニ當シテ、特ニ臨時議會ガ開會サレル時ニ、何ガ故ニ犬養總理大臣ハ専任内相ヲ置イテ帝都ノ治安維持ニ盡サレナカッタノデアルカト云フコトヲ承リタイ、蓋シ奏請ガ出来ナカッタデアラウト私ハ思ヒマス(拍手)然ラバ私ハ其内情ヲ承リタイ、議會直前ニ森翰長ハ中橋内相ヲ病床ニ訪問シ、又犬養首相モ自ラ内相ヲ

全ノ地位ニ立テ、一日ノ安キヲ貪ラントシ
タ所ノ卑怯未練ノ行動デアルト私ハ思フノ
デアリマス、犬養首相ハ昨日此壇上ニ於テ
男子尾ヲ馬革ニ裏ムノ概ヲ示シテ、右顧左
眄、此日本ノ時患ヲ匡救スルノハ誰ガ何ト
言フテモ吾々ダト云、「夕壯烈極マル態度ヲ執
ラレタ、老來意氣益盛ニシテ、大イニ敬
意ヲ表スル、併ナガラ昨日ノ態度ニ似モヤ
ラザル所ノ千里隔絶、攻撃ノ的ヲ外シテ一
日ノ安キヲ貪ルト云フガ如キ態度トハ、天
地震壞ノ差ガアルデハナイカ、何ゾ前ニ勇
ニシテ後ニ怯ナルヤデアル、其眞意ヲ承
リタイ、併ナカラ是モ亦心境ノ變化デアル
ト言ハレバ我輩又何ヲカ言ハシヤデアリ
マス

最後ニ此思想ノ悪化ト世相ノ險惡ト云フ
モノト、政友會ノ言説行動ノ關係ニ付テ疑
ハシキモノガアリマス、此事ナクンバ甚ダ
國家ノ爲ニ幸デアル、此惑ヲ解カシガ爲
ニ、特ニ此最後ノ項目ニ付テ明快ナル御答
辯ヲ煩シタインデアリマス、首相ハ世相ノ
險惡ノ原因ノ一トシテ、政治家ノ責任デア
ルト言ハレテ居ル、政治ノ刷新ヲ期シタイ
ト言ハレテ居ル、其事ハ洵ニ結構デアルト
シテ我等モ至極贊成デアリマス、吾々ハ議
會ノ神聖ヲ保持シヨウトスル、品位ノ向上
ヲ圖ラントスル、議會内ニ於ケル暴力ノ禁
壓ヲ行ハントスル、選舉界ノ廓清ヲ實現シ
タイ、干涉壓迫ヲ根絶シタイ、先づ以テ選
舉法ノ改正ヲ實行シタイ、政權獲得第一主
義ヲ排除シタイ、國利民福主義ノ善政第一
主義ヲ徹底シタイ、斯ノ如クニシテ初メテ
社會ハ靜謐デアッテ、世間ハ平穏デアリマセ
ウ、然ルニ翻シテ政友會竝ニ政友會内閣ノ
爲セル所ノ事蹟ノ跡ヲ繰ネレバ思ヒ半バニ
過グルモノガアル、臣節問題ニ付テハ昨日
齋藤君糾弾ノ通り、一タビ聖旨ノ下ルニ會
フヤ謗々トシテ自得ノ情ヲ掩ハズ、恬然ト
シテ其位ニ留マッテ居ルコトハ思想惡化ノ
最モ大ナルモノデアルト言ハナケレバナラ

地靈壤ノ差ガアルデハナイカ、何ゾ前ニ勇
ニシテ後ニ怯ナルヤデアル、其眞意ヲ承
リタイ、併ナカラ是モ亦心境ノ變化デアル
ト言ハレバ我輩又何ヲカ言ハシヤデアリ
マス

我黨ノ田中委員ノ身邊ニ迫テ、或ハ危害ヲ
加フベキ姿勢ヲ示シテ脅迫シタト云フ事實
ヲ何ト御覽ニナル、又前議會ニ於テハ反對
黨ノ口ヲ緘シテ一言モ發セシメナイ、言論
結社ノ自由ニ付テハ數十年來孤軍奮闘ノ勢
ヲ以テ勵カレタ所ノ畏敬スベキ犬養先生
デハアッタガ、一度總理大臣トナレバ此譽行
ヲ敢テシテ居ル、又總選舉ニ臨ンデハ選舉
第一主義ノ實行ヲ徹底シテ、警察官ヲ政黨
化シテ居ル、干渉壓迫ヲ行シテ居ル、熊本ノ
實例ハドウデス、サウシテ不自然ナル多數
ヲ獲得シテ得タシテ居ル、政策ヲ爲シテ議
員ヲ偽造シテ居ル、物價ヲ妄ニ暴騰セシ
メル、社會民衆ノ生活不安ヲ來シテ居ル、
社會政策ハ不徹底デアル、失業對策ハ考ヘ
居ルデハアリマセヌカ、即チ思想惡化ノ重
大原因ヲ成シテ居ルノハ、政友會竝ニ政友
一人サヘモ置クコトガ出來ヌニ至シテハ、思
想モ惡化シテ、社會モ不安ニナルニ決シ
來ル、首相竝ニ兼攝内相ニ對シテハ、第一、
帝都不安ノ原因、社會不安ノ原因ハ何レニ
アルヤ、首相ノ所謂刷新トハ何ダ、政治ノ
改善ノ具體的方策ハ何處ニアル、過激運動
ノ取締ハドウ云フ風ニ對策ヲ講ズルノデア
ルカ、具體的方策ガアラバ承リタイ、ナケ
レバナイト御言明ヲナサイ、二項ハ「ファツ
シズム」ニ對スル御意見如何、三ハ思想善導
ノ根本策如何、四ハ警察ノ不取締、取調ニ
粗漏アリトスルヤ否ヤ、五ハ專任内相問題
ノ辯明如何、六ハ政友會ノ思想惡化ニ對ス
ル責任アリト認ムリヤ否ヤ、此六項デアリ
マス、司法大臣ニ對シテハ第一項トシテ新
聞記事ノ取締ニ關スル御意見如何、犯罪ノ
事實發表ノ意思アリヤ否ヤ、大逆罪ノ共犯
アリヤ否ヤ、血盟團ニ黒幕紳士アリヤ否ヤ、
ハナイ、ドウシテ斯様ナ思想問題ノヤウナ
ノデ、泥棒ヲ捉ヘテ繩フヤウナモノダ
ト云フ意味ニ質問者ハ述べマシタ、サウデ
ハナイ、ドウシテ斯様ナ思想問題ノヤウナ
ナル、ナルタケ私ハ簡單ニ言ハヌト、何カ
イ、其泉源ニ上ツテ之ヲ防禦シナケレバ出
來ナインデス、此泉源ハ一寸述べテモノ長ク
ナル、ナルタケ私ハ簡單ニ言ハヌト、何カ
坊サンカ哲學者ノ講釋ミタインモノニナル
ガ、今日私ノ豫テノ議論カラ言フト……

（發言スル者多シ）

○議長（秋田清君） 静肅ニ願ヒマス、静肅
ヲ考ヘマスカラ、政府ノ責任ハ頗ル重大デ
アルト考ヘル、之ニ對シテ總理大臣ハ何等
ノ責任ナシト強辯スルノ勇氣ガアルカナ
カ承リタイ

即チ私ノ質問ハ斯様ニ要約スルコトガ出
來ル、首相竝ニ兼攝内相ニ對シテハ、第一、
帝都不安ノ原因、社會不安ノ原因ハ何レニ
アルヤ、首相ノ所謂刷新トハ何ダ、政治ノ
改善ノ具體的方策ハ何處ニアル、過激運動
ノ取締ハドウ云フ風ニ對策ヲ講ズルノデア
ルカ、具體的方策ガアラバ承リタイ、ナケ
レバナイト御言明ヲナサイ、二項ハ「ファツ
シズム」ニ對スル御意見如何、三ハ思想善導
ノ根本策如何、四ハ警察ノ不取締、取調ニ
粗漏アリトスルヤ否ヤ、五ハ專任内相問題
ノ辯明如何、六ハ政友會ノ思想惡化ニ對ス
ル責任アリト認ムリヤ否ヤ、此六項デアリ
マス、司法大臣ニ對シテハ第一項トシテ新
聞記事ノ取締ニ關スル御意見如何、犯罪ノ
事實發表ノ意思アリヤ否ヤ、大逆罪ノ共犯
アリヤ否ヤ、血盟團ニ黒幕紳士アリヤ否ヤ、
ハナイ、ドウシテ斯様ナ思想問題ノヤウナ
ノデ、泥棒ヲ捉ヘテ繩フヤウナモノダ
ト云フ意味ニ質問者ハ述べマシタ、サウデ
ハナイ、ドウシテ斯様ナ思想問題ノヤウナ
ナル、ナルタケ私ハ簡單ニ言ハヌト、何カ
イ、其泉源ニ上ツテ之ヲ防禦シナケレバ出
來ナインデス、此泉源ハ一寸述べテモノ長ク
ナル、ナルタケ私ハ簡單ニ言ハヌト、何カ
坊サンカ哲學者ノ講釋ミタインモノニナル
ガ、今日私ノ豫テノ議論カラ言フト……

○國務大臣（犬養毅君） 私ハ御答申ス前ニ
質問者ニ一ツ御頼ミシタイ、餘り長イノデ
簡條ガ六トカ何トカ仰シヤルガ、何々カ一
寸ソコヘ書イテ下サイ、サウセヌト餘り長
イ演説デ私ハ覺エテ居リマセヌ、ソレヲ一
ツ持ツテ來テ下サイ、斯ウ云フ長イ演説ハ

忘レマス

（發言スル者多シ）

○議長（秋田清君） 静肅ニ願ヒマス、静肅
ヲ考ヘマスカラ、政府ノ責任ハ頗ル重大デ
アルト考ヘル、之ニ對シテ總理大臣ハ何等
ノ責任ナシト強辯スルノ勇氣ガアルカナ
カ承リタイ

○國務大臣（犬養毅君）（續） 是ヨリ御答ヘ
致シマス、第一ノ御尋ハ今日ノ思想惡化、
此原因ハ何レニアリヤ、私ハ無論是マデ公
ニシテ居ル通リ種々ナ原因ガアル、併ナガ
ラ其中ニ政治ガ七分マデ責任ヲ負ハナケレ
バナラスト云フノガ、歷代ノ政治ヲ指スノ
デアル、是ハ政治ガ歷代ノ缺陷、是ハドウ
シテモ負ハナケレバナラヌ、ソレカラ思想
問題、是ハ私、地方官會議ノ時ニ師範教
育ハ必要デアルト云フコトヲ言シタト云フ
ノデ、泥棒ヲ捉ヘテ繩フヤウナモノダ
ト云フ意味ニ質問者ハ述べマシタ、サウデ
ハナイ、ドウシテ斯様ナ思想問題ノヤウナ
ナル、ナルタケ私ハ簡單ニ言ハヌト、何カ
イ、其泉源ニ上ツテ之ヲ防禦シナケレバ出
來ナインデス、此泉源ハ一寸述べテモノ長ク
ナル、ナルタケ私ハ簡單ニ言ハヌト、何カ
坊サンカ哲學者ノ講釋ミタインモノニナル
ガ、今日私ノ豫テノ議論カラ言フト……

○國務大臣（犬養毅君）（續） 少シ御聽キナ
サイ、之ニ付テハ私ハ一番研究シテ居ル問
題デアル、研究シテ居ル問題ト云フノハ一
體道德觀念ガ何處カラ發生スルカ、文學ノ

上カラ得ラレルモノデハナイノデアル、必
ズ道德、道念ノ泉源ト云フモノハ一ツノ信

仰ダ、儒學デモサウデアル、佛教デモサウデアル、何デモサウデアル、ソレデナケレバ起ラヌノデアル、眞ノ道念ハ文字ノ上デ教科書ヲ讀ンデ、サウシテ善行美事ヲ爲シタル事例ダケ示シテ、兒童ノ頭ニ道念ヲ吹込ムト云フコトハ出來ナイノデス(ヒヤヒヤ)ソコデドウスレバ宜イカ、此幼年ノ子供ニ道念、ソンナムヅカシイモノヲ吹込ムコトハ出來ナイ、併ナガラ烟ダケハ作ッテ置カナケレバナラヌ、何時デモソコニ打込ンデ行ケバ稔ルト云フ烟ダケハ拵ヘテ置カナケレバナラヌ、是ガ教育デアル、ソコデ其畠タル子供ニ持ッテ行ツテ、打込ムニハドウカト言ヘバ、文字ノ上デハ出來ナイ、ムヅカシイ理窟ヲ言フタ所ガ分ラヌ、之ヲ教育シテ行ク、大概校長ガ倫理道德ヲ受持ツノデアリマス、之ヲモウ少し改善シテ一種ノ信念ヲ持タセル、信念ハ耶蘇教デモ宜ケレバ、佛教デモ宜ケレバ、儒教デモ宜イ、或信念ヲ持タセ、或信念ヲ持ッテ、文字ニ書イタモノヲ校長ガ打込ムト云フコトハ——烟ニ出來ルト云フコトハ、之ガ師範教育ノ改善デアル(拍手)詳シイコトヲ御聽キニナリタケレバ、閑ノ時ニ何時デモ御話致シマス、之ヲ言フトマルデ講義ニナルヤウダカラ、私ハ是ダケデ止メテ置ク、ソレデアルカラスウ云フ問題ハ、當面ノ急ト、原因ト兩方カラ見ナケレバナラヌ、政治ノ責申トリ一黨一派デナイ、ソレカテ無論此外ニモ責任ヲ負フベキモノガ澤山アル、之ヲ改善スル、私ハ此任ニ當ツテ、最モ自分ガ確信シテ居ルノハ、之ヲ改革シヨウト云フノ

○國務大臣(犬養毅君)(續) 手ショウト云フノガ、茲ニ留マッテ居ル所以デアル、行フト云フコトハ具體的ニ經費カニ一切ノモノヲ揃ヘテ、案ヲ出ス時ヲ御待チ下サラヌケレバ、今日發表スル時期ニ達シナイ(拍手)又左様ナモノヲ今日茲ニ述べル必要モ何モナイ
ソレカラ「ファツシズム」ニ對スル意見如何、無論取締ル、取締テ效果ヲ擧ゲテ居ル、擧ゲテ居ルト云フノハ、斯様ナ血盟國ノアツト云フコトハ、前内閣モ探知シテ居ラレマセウ、探リ得テ居ラレルダラウ、堪能ナリト號セラレタ内務大臣ト、堪能ナリト號セラレタ警視總監、警保局長、是デスラ唯バット、ソレヲ得タキリデ捕ヘテ居ナイデヤナイカ、ソレ位難シイ、向フガ進ンデ居ル、向フガ此潛行運動ハ餘程進ンデ迄危害ヲ加ヘラレタト云フコトハ、甚ダ遺憾デアルガ、「ビストル」ノ所在、其外捕ヘ舉ゲタヂヤナイカ、堪能ナル警視總監、警保局長ガ爲シ得ザルコトヲ爲シテ居ルノデアル、ソレデアルカラ經驗ノ無イ警視總監ナド、云フコトハ、少シ御控ヘニナッタ方ガ宜カラウト思フノデアル
(發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 静肅ニ
○國務大臣(犬養毅君)(續) ソレカラ思想善導、是ハ大概二デ御答シタノデ……
(發言スル者多シ)
○國務大臣(犬養毅君)(續) ソレカラ思想ノ御尋ハ、中橋内務大臣ガ迭ラ、ソレヲマルデ新聞ニアルコトヲ事實ト爲サッテノ御尋デアル、私ハ決シテ中橋君ニ辭職ヲ勧メモ何ニモ致シマセヌ、ソレカラ元病人デアル——病人デハアリマセヌ、當時ハ僅力ノ病氣デ、最早癒エツ、アッタ、御承知ノ通リ伊勢神宮ニモ參詣ガ出來ルト云フ位ナリマス、之ヲ充テルノハ尤モデアル、ソコリマスカラ、是モ御答辯シマセウ、定メテ

ルダラウト思ヒマス、ソレカラ第四——御聽キナサイ、質問スルカラ述ベ居ルノダカラ、聽カナケレバ質問ノ要ガナイヂヤナカニ、政友會ノ思想激化ニ對スル責任、政友會ハ左様ナ責任ハ負ハナイ、激化サセテハ居ナイ、激化サセタノデアル、責任ハソコニアルノ激化サセタノデアル、責任ハソコニアルノハ居ナカニ、激化サセタノハ、前内閣ガ最モハ居ナカニ、激化サセタノハ、前内閣ガ最モモニモシナラ不治ナ病デハナイ、確カニ癒ル、是ハ私確信スル、所ガ當人ニ於カレテハ、癒ルガ、醫者ノ説ニ依ルト、ドウシテモ完全ニ耳ガ聞エルト云フノハ理想的ニ言フテ四箇月、斯ウナルト此次ノ議會ニ出ラレナイヤウニナル、然ラバ驟職、是ハ恐入ル、陛下ニ對シテモ恐入ルカラ此際ニ辭シタイ、斯ウ云フノデス、別ニ私ハ罷メロト云フコトヲ求メモシナケレバ、モ掛ルト云フノデアルナラバ、此次ノ議會ノデアル、唯理想的ニ順調ニ行ツテ四箇月モ掛ルト云フノデアルナラバ、此次ノ議會ニ出席出來ヌト云フコトハ實ニ自分ハ恐入ルカラト云フノデ、強ヒテ辭メヨウ、斯ウ云フノデアル、避ケルノデモ何デモナイ、崎山君御著席ナサイ
(發言スル者多シ)
○議長(秋田清君) 静肅ニ、工藤君、工藤鐵男君御著席ナサイ——御著席ナサイ——
(拍手起ル)

○國務大臣(犬養毅君)(續) ソレカラ最後ノ御尋ハ、中橋内務大臣ガ迭ラ、ソレヲ

總テ引受ケル、同ジコトナノデアリマス(拍手)ソーンナコトデ避ケハシマセヌ、避ケヌ

カラ吾々ハ此處ニ立ッテ居ルノデアル、ソンナコトヲ避ケルヤウナコトハ致シマセヌ、

ソレカラ此處ニ立ッテ居ルノデアル、ソンガアリマスガ、是ハ政府委員モ居リマスシ、

細カイ事ノ御尋ガアレバ、ソレハ御答シマス、満足出來ルマデ御答シマス、又ソレカラ司法大臣、文部大臣ヲ名指サレタノデア

リマスカラ、是モ御答辯シマセウ、定メテ御満足ニナルマデノ御答辯ハ出來マセウ

(拍手)

(國務大臣鈴木喜三郎君登壇)

○國務大臣(鈴木喜三郎君) 武富君ニ御答申シマス、此度ノ事件ニ付テ、新聞記事掲載ヲ禁止シナカタノハドウ云フ譯デアルカト云フ御尋デゴザイマスガ、凡ソ検察事務ニ付キマシテ、新聞掲載ヲ禁止スルカシナイカト云フコトハ、事件ノ如何ニ依テ、檢事局ガ觀察スルノデアリマス、掲載シテ是ナル事アリ、非ナル事アリ、是ハ多年検事ノ職ヲ奉ゼラレタル武富君能ク御承知ノコトデアリマス(拍手)今回ノ事件ニ付キマシテ禁止シナカタト云フコトハ、却テ禁止スレバ人心ヲ惑ハス、人心ノ不安ヲ來スト云フコトノ意味ニ依テ禁止シナカタノデアリマス(拍手)

ソレカラ第一問ノ此間ノ大逆事件竝ニ國

君暗殺事件、是等ノ事件ノ背後ニ有力者ガアルカナイカ、或ハ此事件ニ付テ共犯者ガアルカナイカト云フコトハ未ダ以テ公表ス

ルノ域ニ達シマセヌ、却テ公表スレバ共犯者アル場合ニ於テハ逃げテシマヒマス、是モ武富君ノ御承知ノコトデアリマス、而シテ今回ノ事件搜査ニ付キマシテモ、亦先般ノ井上君ヲ暗殺シタ事件ニ付キマシテモ、檢事局ニ於キマシテハ聊カノ檢察事務ニ付キマシテ遗漏アルコトヲ認メマセヌ(拍手)

(國務大臣鈴木喜三郎君登壇)

○國務大臣(鈴木喜三郎君) 武富君ノ私ニ對スル質問ニ對シテ御答申上ゲマス、矯激ナル思想ニ對スル對策ハ如何ナルモノニアカルカト云フ間デアリマシタ、矯激ナル思想ガドウ云フ原因ニ依テ生ズルカ、是ハ昨日

民政黨ノドナタカノ御演説ニモアリマシタ

通リニ、政治上カラ來ルモノモアリ、或ハ

社會上ノ原因ニ依テ來ルモノモアリマス

ルシ、又經濟上ノ原因ニ依テ來ルモノモ

アリマス、其由テ來ル所ノ原因ガナクナ

リマスレバ、隨テ矯激ナル思想ガ無クナル

次第デアリマスカラ、原因ガ多種多様デア

リマスレバ、隨テ矯激ナル思想ガ無クナル

次第デアリマス、是ハ多年文部省ニ於テヤッ

併ナガラ其矯激ナル思想原因ハ多種多様

デアリマスカラ、原因ガ多種多様デア

リマスレバ、隨テ矯激ナル思想ガ無クナル

次第デアリマスカラ、原因ガ多種多様デア

リマスレバ、隨テ矯激ナル思想ガ無クナル

次第デアリマス、是ハ多年文部省ニ於テヤッ

併ナガラ其矯激ナル思想原因ハ多種多様

デアリマスカラ、原因ガ多種多様デア

リマスレバ、隨テ矯激ナル思想ガ無クナル

次第デアリマスカラ、原因ガ多種多様デア

リマスレバ、隨テ矯激ナル思想ガ無クナル

第四ト致シマシテ學生生徒ニ穏健ナル研

究、修養ノ團體ヲ獎勵ヲシテ居リマス、斯

點ハ其書面ヘ、私自ラヘ讀ンデ居ラナイ、

ウ云フヤウナ色々ナコトヲヤリマシテ、十

八歳カラ二十二三歳ニ達スル學生生徒ニ對

シマシテハ、出來得ルダケノ力ヲ盡シテ居ル

次第デアリマス、是ハ多年文部省ニ於テヤッ

テ居リマシタ所デアリマスカラ、其處ニ

坐テイラッシャル田中前文部大臣ニ武富サ

ンガ御聽キ下サツナラバ、ヤハリ同様ノ

御答ヲ得ラル、コト、思ヒマス、其上ニ

デス、將來如何ナルコトヲ考ヘテ居ルカト

云ヒマスルト、學生生徒ノ試驗科目ヲ段々

ニ少クシテ參リマシテ、自由時間ト云フモ

ノヲ餘計ニ持タシタナラバ、學生生徒ガ矯

激ナル思想ニ移ルノヲ幾分カ取止メルコト

ハ出來ナイカ知ラ、生徒ト先生トノ接觸時

間、之ヲ殖ヤスコトガ、又學生ガ誤ラザル

ヤウニナル方策デハナイカ知ラ、斯ウ云フ

デアリマス、即チ學生生徒ニ對スル監督取

締其宜シキヲ得マシタナラバ、此矯激ナル

思想ノ大半ハ之ヲ驅逐スルコトガ出來ハシ

ナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリ

マス、隨テ學生生徒ニ對スル取締、其指導

ト云フコトニ付キマシテハ、多年文部省ニ

於テモ出來ルダケ努力ヲ致シテ居リマス、

其主ナルモノヲ申上ゲマスレバ、第一ニ指

導教官制度デアリマス、指導教官ヲ置キマ

シテ、サウシテ學生生徒ノ左傾スルノヲ善

化ニ困ルガ爲ニ、左傾ニナル場合ガアルモ

ノデアリマスルカラ、生徒ノ福利増進ト云

ス、アナタノヤウナ說ハ是ハ「スポーツ」ヲ

非常ニ冒瀆スルモノト申上ゲタインデアリ

マス(拍手)

最後ニ序ニ私ニ質問ガアリマシタ第二ノ

點ハ其書面ヘ、私自ラヘ讀ンデ居ラナイ、

知リマセヌ、是ニ對シテハ何トモ御答ヲ致

スコトハ出來マセヌ、惡シカラズ御誤承下

サイマセ

○原物兵衛君 本日ヘ是ニテ散會セラレ

コトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ御異議ア

リマセヌ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマス、明日ノ日程

ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ヘ是ニ

テ散會致シマス

午後六時十分散會

(昨二十三日衆議院議事速記録第二號中

二四頁四段目程第七、第九、第十一、第十

二、第十三ノ各部ニ入ルヘキ議案)

日程第七ノ次ニ入ルモノ

昭和七年勅令第四號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問

ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第二項ニ

依リ銀行券ノ金貨兌換ニ關スル件ヲ裁

可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年一月二十七日

内閣總理大臣 大藏大臣 高橋 是清

海軍大臣 大角 穎生

鐵道大臣 床次竹二郎

內務大臣 中橋德五郎

司法大臣 鈴木喜三郎

遞信大臣	三土 忠造	司法大臣 鈴木喜三郎	商工大臣 前田 米藏	勅令第十四號
陸軍大臣	荒木 貞夫	遞信大臣 三土 忠造	拓務大臣 秦 豊助	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭和七年勅令第六號ニ依リ起債シ得ル
農林大臣	龜山 一郎	農林大臣 荒木 貞夫	外務大臣 芳澤 謙吉	金額三千四百萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
商工大臣	前田 米藏	商工大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏	前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減
拓務大臣	秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助	外務大臣 芳澤 謙吉	額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
外務大臣	芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉	商工大臣 前田 米藏	前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減
日本銀行ハ當分ノ内太藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外兌換銀行券ノ金貨	日本銀行ハ當分ノ内太藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外朝鮮銀行券ノ金貨	日本銀行ハ當分ノ内太藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外朝鮮銀行券ノ金貨	日本銀行ハ當分ノ内太藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外朝鮮銀行券ノ金貨	日本銀行ハ當分ノ内太藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外朝鮮銀行券ノ金貨
兌換ヲ爲スコトヲ得ズ	兌換ヲ爲スコトヲ得ズ	兌換ヲ爲スコトヲ得ズ	兌換ヲ爲スコトヲ得ズ	兌換ヲ爲スコトヲ得ズ
附則	附則	附則	附則	附則
昭和六年度ニ於テ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依リ繰入ルベキ元繰入ヲ爲サザルコトヲ得	昭和六年度ニ於テ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依リ繰入ルベキ元繰入ヲ爲サザルコトヲ得	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
朝鮮銀行ハ當分ノ内太藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外臺灣銀行券ノ金貨	朝鮮銀行ハ當分ノ内太藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外臺灣銀行券ノ金貨	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
引換ヲ爲スコトヲ得ズ	引換ヲ爲スコトヲ得ズ	附則	附則	附則
日程第九ノ次ニ入ルモノ	日程第十ノ次ニ入ルモノ	日程第十一ノ次ニ入ルモノ	日程第十二ノ次ニ入ルモノ	日程第十三ノ次ニ入ルモノ
昭和七年勅令第七號	昭和七年勅令第六號	昭和七年勅令第六號	昭和七年勅令第十四號	昭和七年勅令第十九號
朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム
ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ昭和六年度ニケル國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム	ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ滿洲事件ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム
御名御璽	御名御璽	御名御璽	御名御璽	御名御璽
昭和七年一月三十一日	昭和七年二月十五日	昭和七年三月三日	昭和七年三月三日	昭和七年三月三日
内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅
大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清
海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生
鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎
内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎
司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎
遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造
陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫
農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏
拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助
外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉
勅令第十九號	勅令第十九號	勅令第十九號	勅令第十九號	勅令第十九號
滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭
内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅	内閣總理大臣 犬養 毅
大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清	大藏大臣 高橋 是清
海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生	海軍大臣 大角 勝生
鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎	鐵道大臣 床次竹二郎
内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎	内務大臣 中橋德五郎
司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎	司法大臣 鈴木喜三郎
遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造	遞信大臣 三土 忠造
陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫	陸軍大臣 荒木 貞夫
農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏	農林大臣 前田 米藏
拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助	拓務大臣 秦 豊助
外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉	外務大臣 芳澤 謙吉
勅令第十九號	勅令第十九號	勅令第十九號	勅令第十九號	勅令第十九號
滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭	滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭

和七年勅令第六號及同年勅令第十四號
ニ依リ起債シ得ル金額ノ外千五百萬圓

ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲ス
コトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減
額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ
前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借
入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

